

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 11 日

厚生労働省

政策統括官付医療情報基盤担当参事官室

医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について、令和 8 年 7 月 13 日（月）から同年 8 月 12 日（水）まで御意見を募集したところ、11 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「基盤機構」や「機構」では、固有名詞としての意味が消えており、何の組織か全く判らない。 そもそも「情報基盤」の根拠となっている 医療情報提供は、個人のプライバシーの侵害にあたるとして 過日の個人情報保護法改定でも 問題になっていたはずだ。 違憲審判が下る可能性があるものを、性急に抱き合わせるなど、議会制の手順を 飛ばしているではないか。	支払基金の新たな名称については、診療報酬の審査支払業務と医療業務の両方を担う法人の名称とするため、「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」という名称にすることとしております。

	国会審議に差し戻し、違憲・合憲の判断から やり直すべきだ。	
2	まず、明示的な本人同意の無い 医療・保険・福祉個人情報の AI 企業等への提供に反対する。 当法改定案は 「DX 化」の為と銘打っているが、医療の DX 化自体は 既にデジタル庁・厚生労働省で 行われているはずだ。 新たに「医療情報基盤」などという物が、元々 関係の無かった 支払い基金組織に置かれるという事に、疑問を感じる。 「DX 化」と称して、違憲議論が起きている 個人情報の不同意提供を、「医療情報基盤」で行う気ではないのか？ だとしたら、当 改定案には、断固 反対する。	支払基金は、これまで担ってきた診療報酬請求書（レセプト）情報の収集・分析や、オンライン資格確認等システムの基盤の開発等の経験やノウハウを生かす観点から、同基金を、審査支払機能に加えて、医療 DX に関するシステムの開発・運用主体の母体とするため、改組することとしております。 また、同基金が医療情報化推進のために、医療分野における情報の利活用の促進とそのための基盤の整備及び運営を担う組織であること示す観点から、「医療情報基盤」を名称に付しているもので、同基金が新たに「医療情報基盤」を所有するものではございません。
3	【意見 1】 機構における民間 IT・DX 専門人材の登用とガバナンスの透明性確保について 【該当箇所】 政令案の概要 2(1)3「国家公務員の支払基金への出向に関する取扱いの変更」 【意見・改善提案】	意見 1 についてですが、支払基金においてキャリアパス制度を設けて、医療・情報システムに通じた内部人材の養成を行っているほか、IT 業務経験者や社会人経験者採用により必要な外部人材の確保を進めているところ です。更に、今般の医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 87 号）においては、改組後の機構において、情報通信技術に関する高度かつ専門的な知

国家公務員が改組後の機構に退職出向する際の身分・給付の保障に関する規定を整備することについては、優秀な行政人材を確保する観点から理解いたします。 一方で、本機構の主たる目的である「医療 DX の運営」を迅速かつ革新的に進めるためには、民間の高度 IT 人材や DX 専門家の知見が不可欠です。 新組織が官僚主導の硬直的な体制に陥ることを防ぐため、役職員の任用にあたっては「民間専門人材の登用に関する基本方針」をあらかじめ策定することを要望します。また、出向者および民間出身者の比率やそれぞれの役割分担について定期的に情報を開示するなど、透明性の高いガバナンス体制を維持・強化する規定を設けていただきたいと思います。これにより、真に DX を推進できる組織体制が担保されます。 【意見 2】 意見募集(パブリック・コメント)結果の迅速な開示と今後のプロセスについて 【該当箇所】 3「施行期日等」におけるスケジュール(意見募集締め切りから公布までの期間) 【意見・改善提案】 今回の意見募集期間が令和 8 年 8 月 12 日までであるのに対し、公布が同年 8 月下旬予定となっており、期間が極めてタイトに設定されています。提出された多様な意見を適	識経験を有する者を、医療情報化推進担当理事(CIO)として置くことができるものとしており、こうした取組により、改組後の機構においても引き続き進め、診療報酬の審査支払やデータヘルスで培った医療に関する知見等も活かしながら、医療 DX の業務に必要な人員体制を確保していくものと考えております。 意見 2 についてですが、パブコメ期間の終了から公布までに、原則として提出意見の件数・内容に応じて意見考慮期間というものが定められておりますので、そちらを遵守したものになっております。なお、公布については諸々の調整を経て、9 月上旬とすることとしております。 意見 3 についてですが、誤記があり大変失礼いたしました。
--	--

	切に精査し、政令に反映させるための実効性を担保する必要があります。 つきましては、限られた期間内であっても国民の声を真摯に検討したプロセスを示すため、提出された意見に対する政府の考え方(回答)について、政令の公布と同時、または可能な限り速やかに公表していただくことを要望します。 また、今後の同種の政令整備にあたっては、意見反映のための合理的な検討期間をあらかじめ確保したスケジュール設定を行うよう、運用の改善を求めます。 【意見 3】 意見提出手続きの利便性向上および指定件名に関する運用の柔軟化について 【該当箇所】 意見募集要領 3(2)「電子メールを使用する場合」の指定件名および提出ファイルの制限 【意見・改善提案】 まず、募集要領において指定されている電子メールの件名(「医療法等の一部を改正する法律の一部…」)において、同様のフレーズが重複して記載されている箇所が見受けられます。	
4	医療機関の DX 推進における国産製品の活用および経済安全保障の確保に関する要望 1. 趣旨	ご意見として承知いたしました。

	医療機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、日本の医療の質の向上と効率化のために不可欠であり、強く賛成するものである。しかしながら、その導入にあたっては単なるコスト効率のみを追求するのではなく、中長期的な経済安全保障および日本の産業基盤強化の観点から、国産の AI 技術および医療機器の優先的採用を促す施策を講じることを強く要望する。 2. 背景と現状の問題点 現在、多くの医療現場において海外製の IT ツールや AI 技術が先行導入されている。これらは初期費用や価格の安さという点では魅力的に映るが、以下の懸念が払拭できない。 経済安全保障上のリスク： 医療データという極めて機微な情報を扱うシステムが海外製品に依存することは、情報管理上の地政学的リスクを内包する。 為替リスクの脆弱性： 近年の円安トレンドを考慮すれば、海外製品への依存は将来的な運営コストの急激な増大を招き、持続可能な医療提供体制を脅かす可能性がある。 国内産業の停滞： 価格競争のみを重視することで国内の医療テック企業が市場から排除されれば、日本の技術力維持が困難となり、結果として技術的独立性を失うことに繋がる。	
--	--	--

	3. 具体的な要望 以上の懸念を鑑み、DX 推進計画および関連のガイドラインにおいて、以下の項目を明記・反映することを求める。 1. 国産製品・AI 活用指針の策定：医療機関がDX 化を図る際、性能要件が同等であるならば、日本国内で開発されたシステムやAI を優先的に採用することを推奨する指針を明文化すること。 2. 価格以外の評価指標の導入：補助金や導入支援施策において、価格の安さのみを評価基準とするのではなく、データ主権、サポート体制、サプライチェーンの安定性（国産比率）を評価項目に加えること。	
5	・「支払基金を医療DXの運営に係る母体として改組する」と、なぜ国家公務員が機構に退職出向することが想定されるのか、理由が全く分かりません。趣旨を明確に説明してください。 ・その他の整備については、その対象となる「各政令」が具体的に示されておらず、改正の内容が全く分かりませんので、行政手続法第39条第2項にいう「公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容」であるとは考えられず、同法に基づく意見募集手続とは言えません。改正の内容を	1点目につきまして、今般、支払基金を医療DXの運営に係る母体として改組するに当たり、機構における役員出向を活用することの必要性（機構において想定される役員出向へのニーズ）や、機構における職務経験について医療DX関連施策を中心とした公務に活かすことができる点等も踏まえ、改正するものになります。 2点目につきまして、パブコメの概要で十分に改正内容を理解するに足るものであると認識しております。

	具体的に明らかにして再度意見募集手続を実施してください。 ・ e-Gov 上、「根拠法令条項」が「医療法等の一部を改正する法律（（令和七年法律第八十七号）第五条及び第二十九条）」とされていますが、かっこの開閉が整合しておらず、意味不明です。訂正して再度意見募集手続を実施してください。	3 点目につきまして、体裁に不備があり、大変失礼いたしました。
6	概要資料のみでは、「条項の移動に伴う手当」及び「規定の適正化」の対象となる政令・条文と具体的な改正内容を確認できません。行政手続法第 39 条第 2 項の趣旨に照らし、対象条文を網羅した新旧対照表又は政令本文案を公表してください。また、機構への役員退職出向について、想定人数、選任基準、処遇及び利益相反防止策を明示してください。	「条項の移動に伴う手当」及び「規定の適正化」については、政策的判断を伴わない、条文上の形式的な修正になり、ご意見によって改正内容を変更するものではありませんので、パブコメ案に公表しておりません。機構への役員退職出向については、現時点ではお答えできる内容はございません。
7	・ 国家公務員の退職出向・天下り・利権化防止 今回の政令案では、国家公務員が新機構に役員として退職出向する場合を想定し、退職手当及び長期給付について不利益が生じないよう措置するとされています。必要な人材交流まで否定するものではありませんが、新機構が国家公務員の事実上の天下り先や、特定省庁の役員ポスト、利権の温床となることを防止してください。 国家公務員出身役員について、人数・割合、出身官庁、就任理由、選考方法、任期、報酬、再任状況等を可能な範	ご意見として承知いたしました。

	困で公表し、特定省庁から特定ポストへの就任が固定化していないか検証できる制度を求めます。 また、同一人物や特定省庁出身者の長期在任によって権限や人脈が固定化しないよう、適切な任期・再任基準を設けてください。形式的に役職を変更しながら長期間実質的な権限を保持することによる任期制限の形骸化も防止してください。 退職手当等について不利益を生じさせない措置についても、国家公務員出身者への過度な優遇とならないよう、必要性、待遇及び役員報酬等の透明性を確保してください。 ・ 契約・調達、公的資金の利権化と国外流出防止 新機構が医療 DX の運営母体となることで、情報システム、クラウド、ネットワーク、サイバーセキュリティ、保守等の大規模な契約が発生する可能性があります。役職員、出身省庁又は特定企業との人的関係によって契約先が固定化し、利権化することを防止してください。 一定額以上の契約は競争性の確保を原則とし、随意契約の場合には必要性和金額の妥当性を説明できる制度としてください。契約先、再委託先、契約金額、事業成果等について可能な範囲で公開し、長期間同じ企業が受注する場合には価格、成果、安全性等を再検証してください。 外国企業等への支出についても、価格だけでなく、再委託先、データ保存場所、国内での代替可能性等を確認し、公的資金が不透明な形で国外へ流出することを防止してく	
--	--	--

	ださい。最終的な資金受益者や再委託構造も可能な範囲で把握してください。 同等以上の性能、安全性及び費用対効果が確保できる場合には、国内に技術、人材、雇用及び資金が蓄積されることも考慮することを要望します。	
8	・外国人等による不正利用防止と公的資金の適正管理 新機構が関係する公的資金について、外国人等による不正利用、不正受給、虚偽申請等によって不適切な支出が生じないよう、厳格な確認制度を整備してください。 特に、虚偽の住所・在留情報等を利用した申請、他人名義・なりすまし、資格喪失後の利用、架空・水増し請求、組織的不正、国外からの不正アクセスや不正申請等を想定し、本人確認及び資格確認を徹底してください。 外国人に関係する給付その他の公的資金の支出については、法律上必要となる加入資格、負担、居住その他の要件を確実に確認し、不正又は虚偽が判明した場合には返還請求その他必要な措置を厳格に実施してください。 必要に応じて関係行政機関との情報連携を行い、制度をまたぐ不正も早期に発見できる体制を求めます。 制度開始後は、不正利用の件数、金額、主な手口、返還状況等について個人情報に配慮して公表し、新たな不正手口が確認された場合には本人確認・資格確認制度を速やかに見直してください。 ・医療情報保護・外部監査・制度開始後の検証	ご意見として承知いたしました。

	新機構が医療 DX の運営母体となる以上、国民の医療情報を厳格に保護してください。システムの開発、運用、保守、クラウド等を外部委託する場合、直接の委託先だけでなく再委託先まで確認し、重要情報へのアクセス権限を必要最小限としてください。 外国企業等が関係する場合には、データ保存場所、国外移転、国外からの遠隔保守、外国法に基づく情報開示要求等のリスクを事前に評価し、外国政府、外国企業その他第三者による医療情報の不正取得・利用を防止してください。重大な情報漏えい等には報告、原因調査、再発防止、契約見直し等を行える制度を求めます。 また、監査を新機構内部だけで完結させず、独立性のある外部監査を導入し、役員人事、報酬、長期在任、契約、随意契約、再委託、利益相反、公的資金、不正請求、国外支出等を検証してください。 制度開始後には出向状況、役員報酬、契約状況、不正利用、国外支出、情報漏えい等を可能な範囲で公表し、問題が確認された場合には人事・契約・制度を見直せる仕組みとしてください。	
9	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が、国家公務員の事実上の天下り先や特定省庁・企業の利権の温床とならない制度を求めます。今回、国家公務員の役員としての退職出向を想定し、退職手当等で不利益が生じない措置を講じるのであれば、出身官庁、就任理由、選考方法、任期、報	ご意見として承知いたしました。

	酬、再任状況等を可能な範囲で公表し、長期在任や特定省庁による役員ポストの固定化を防止してください。また、医療 DX に伴うシステム開発、クラウド、保守等の契約について、随意契約や特定企業への契約集中を監視し、契約先・再委託先・金額・成果等の透明性を確保してください。外国企業等への公的資金の不透明な流出を防ぎ、最終的な資金受益者や再委託構造も可能な範囲で把握してください。外国人等による虚偽申請、なりすまし、資格喪失後の利用、架空・水増し請求等について本人・資格確認を徹底し、不正が判明した場合には返還等を厳格に実施してください。さらに、医療情報の国外移転、外国企業等による不正取得を防止し、外部監査を導入してください。制度開始後は役員人事、契約、公的資金、不正利用、国外支出、情報漏えい等を継続的に検証・公表し、問題があれば人事、契約及び制度を見直せる仕組みを要望します。	
10	本政令案の技術的整備には最小限の賛成を示しますが、全体として**反対**します。 減税派として、税金はまず日本国民のために使うべきです。支払基金を医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改組する本政令は、名称変更や条項整理など形式的な部分で行政の一貫性を保つ点は認めます。不要な混乱を防ぎ事務コストを抑える効果は一定程度あるためです。しかし、改組後の機構が医療 DX の母体となる以上、留学生・外国人	ご意見として承知いたしました。

	および帰化人への対応・優遇・データ利活用が拡大する余地を残すことは、日本人納税者の負担増を招くため断固として認められません。 改組後の機構が診療報酬審査を超え、外国人・留学生・帰化人向けの医療情報連携やサービス拡大を進めることは、医療費とシステム維持費の増大につながり、結果として増税圧力を生みます。国家公務員の出向を円滑化する規定も組織肥大の端緒となり、税負担を増やします。税金で構築する基盤を外国人等の利便性向上に用いるのは「国民不在の行政」であり、日本人の医療資源を圧迫します。 運用において「日本国籍を有する者を優先し、留学生・外国人・帰化人への特別な対応を一切行わない」ことを明確化し、業務を審査・支払に限定してください。この条件が担保されない限り、本政令案全体に反対します。 以上	
11	【意見提出対象】 医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案 【意見内容】	本政令改正では、国家公務員が退職した場合に支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、退職出向の前後の在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなすものであり、機構への役員退職出向に伴い退職金を支給するものではありません。

	本案のうち、用語変更以外のすべてに反対する。 出向に伴う退職金の支給は不要であり、一般常識からかけ離れている。出向は一時的な人事異動に過ぎず、退職金を支給する合理的な根拠はない。したがって、これに関連する経過措置も一切不要である。 本案による不要な措置を講じることにより生じる余剰予算は、すでに役目の終わった相続税の廃止に回すべきである。 用語の整理以外の実質的な改正・経過措置はすべて撤回し、上記の通り予算を相続税廃止に充てることを強く求める。 以上。	
--	--	--